

平成20年度 包括外部監査
「公共事業等入札制度及び契約事務の運用状況」
包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方

久 留 米 市

平成30年3月

平成20年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況
 公共事業等入札制度及び契約事務の運用状況について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
32	商工観光労働部	商工政策課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) I 全般的指摘事項 6 民間活力の積極的活用① 下記外郭団体について、極力職員の派遣状況等を解消し、自立化を図る努力を行うべきである。 ・(財)久留米地域地場産業振興センター	平成20年度を最後に、市職員の派遣を解消しました。	措置済
32	商工観光労働部	労政課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) I 全般的指摘事項 6 民間活力の積極的活用② 下記外郭団体について、極力職員の派遣状況等を解消し、自立化を図る努力を行うべきである。 ・(職)久留米地区職業訓練協会 ・(社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター ・(社)久留米市シルバー人材センター	・(職)久留米地区職業訓練協会 平成20年4月にKCGとの統合を実施しました。さらに、平成24年3月末で市職員の派遣を解消しました。 ・(社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター 平成22年度から派遣職員2名のうち1名の派遣を解消し、人件費を削減しました。 ・(社)久留米市シルバー人材センター 平成20年度を最後に、市職員の派遣を解消しました。	措置済
38	総務部	契約課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 1 問題点及び是正措置① 久留米市における一般競争入札はすべて条件付一般競争入札であり、入札参加資格に、「久留米市内に本社を有すること」となっているため市外業者の参加は認められていない。したがって入札参加者が少なく談合が行なわれやすい状況になっている。この制度は地元業者の育成という地方自治体に課せられた課題の一つであるが、久留米市の厳しい財政状態を考えると、市外業者の入札参加を検討することも必要である。	市内業者への優先発注(「市内に本社を有すること」という地域要件の設定)は、地場企業の育成と地域経済の振興を目的としたものです。 なお、市内業者だけでは、一定の競争性や品質(施工能力)が確保されない判断される場合には、個別に地域要件を(市外業者まで)拡大しております。	意見に対する見解
38	総務部	契約課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 1 問題点及び是正措置② ・指名競争入札における指名業者数は、久留米市指名業者選定要領の規定による最高数を選定しても17者にすぎず、また市外業者の入札参加も少数である。 ・久留米市指名業者選定要領の改正の検討が必要であるかどうか、建設工事有資格者名簿登録者の増加が必要であるかどうか検討すべきである。	指名業者選定要領に規定する指名定数は「入札参加数の最低数」を定めたもので、実際には、これ以上に増数して指名しています。 市外業者の参加が少ないのは、地場企業の育成と地域経済の振興を目的として、市内業者へ優先して発注しているためです。 また、建設工事有資格者の登録については、一定の基準(税の納付、経営事項審査の受審等)を満たすものであれば、誰でも登録が可能な制度となっております。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
38	総務部	契約課	<p>第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 1 問題点及び是正措置③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久留米市では共同企業体(JV)を入札参加条件としている条件付き一般競争入札が平成19年度に12件ある。 ・共同企業体(JV)だけでなく単体企業も入札に参加できるようにすべきである。 	<p>久留米市共同企業体運用要領では、共同企業体(JV)により施工する場合の対象工事を、「技術的難度の高い建設工事、その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事」と定めております。</p> <p>特に、市外業者と市内業者のJVについては、地場業者の技術的育成等を考慮して行うもので、市外業者単体と市外・市内業者JVの混合による入札を行えば、競争性は促進されと考えますが、市内業者が工事に参加できなくなる懸念があります。</p>	意見に対する見解
38	総務部	契約課	<p>第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 1 問題点及び是正措置④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・談合によるペナルティの強化については、久留米市談合情報対応マニュアルに誓約書及び誓約保証金の規定があり、久留米市指名停止措置要綱にも規定があるが、日弁連提言に比べて、緩やかである。 ・上記の規定を日弁連提言並みにする必要がある。 	<p>本市の工事請負契約約款には、独禁法による排除措置命令又は納付命令もしくは刑法による刑に処せられたときは、契約を解除できることとしているほか、請負代金額の10分の2に相当する額を違約金として支払わなければならないと規定しております。また指名停止等措置について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルよりも厳しい最長24ヶ月と規定しておりますが、極めて悪質な事由等がある場合には、この2倍まで延長できることとしております。</p>	意見に対する見解
39	総務部	契約課	<p>第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 1 問題点及び是正措置⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年2月15日の日本経済新聞によると11の都道府県知事が競争徹底よりも地元業者の保護や雇用確保を優先する姿勢から「落札率を引上げることが必要」と回答し、これに対して、沢田克己新潟大教授は「ダンピング防止も重要だが、極端な低価格入札に対する調査を徹底しながら競争確保の努力を続けるべきだ」との注文をつけているとの記事が掲載されている。 ・工物品質の確保のために低入札価格調査制度はあるがほとんど機能していないようである。この制度の欠点である調査の有効性の確保が困難であるからである。 ・調査要員の増加、教育なども充実して今後低入札価格調査制度の強化を図る必要がある。 	<p>平成25年4月に最低制限価格に一本化しましたが、その後、平成29年2月に国土交通省及び総務省から総合評価落札方式により落札者を決定する場合には、その性質上、最低制限価格が適用できない旨の通知があったため、平成30年4月に再度、低入札価格調査制度を導入しました。その際、調査方法等について先進自治体の事例を参考に改めて見直しを行いました。今後経験を積み重ねながら調査の有効性を高められるよう努めてまいります。</p>	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
39	総務部	契約課	<p>第3章 監査の結果及び監査人の意見</p> <p>第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置)</p> <p>II 入札制度について</p> <p>1 問題点及び是正措置⑥</p> <p>・前記の「入札激震」によれば最近全国的にダンピング入札が多発しているとのことであるが、久留米市も例外ではない。ダンピングは種々の弊害を伴うから、ダンピング防止対策を講じる必要がある。</p> <p>・変動型最低制限価格制とするか、工事ごとに最低制限価格を設定するか。どちらかが考えられる。なお、久留米市ではダンピング防止策として、後者の方法を検討中とのことである。</p>	<p>工事ごとの最低制限価格の設定は、平成21年4月から行っており、その水準は中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(いわゆる「中央公契連モデル」)に準じて設定しております。</p>	措置済
39	総務部	契約課	<p>第3章 監査の結果及び監査人の意見</p> <p>第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置)</p> <p>II 入札制度について</p> <p>1 問題点及び是正措置⑧</p> <p>・入札監視委員会の設置は談合の抑制的効果が期待されるので、設置すべきである。</p>	<p>平成23年4月1日に入札監視委員会を設置しました。</p> <p>1 名称 久留米市入札監視委員会</p> <p>2 委員の構成・人数 学識経験者等4名で構成する(設置要綱では5名以内) (大学教授・弁護士・公認会計士又は税理士)</p> <p>3 任期 2年 (平成23年4月1日から平成25年3月31日まで)</p>	措置済
39	総務部	契約課	<p>第3章 監査の結果及び監査人の意見</p> <p>第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置)</p> <p>II 入札制度について</p> <p>2 個別案件ごとの問題点</p> <p>(1)花畑公園整備(2工区)工事他5件-1</p> <p>・工事費計算書の数値から数%のディスカウント後の数値が予定価格となっているが、是正すべきである。</p>	<p>歩切りについては、平成21年度から廃止いたしました。</p>	措置済
39	総務部	契約課	<p>第3章 監査の結果及び監査人の意見</p> <p>第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置)</p> <p>II 入札制度について</p> <p>2 個別案件ごとの問題点</p> <p>(1)花畑公園整備(2工区)工事他5件-2</p> <p>・変更見込み設計金額が30%以下には別契約の必要なしとなっているが、30%は大きすぎる。</p>	<p>設計図書に条件明示されている事項と現場条件が一致しない場合や設計図書に条件明示が脱漏又は不明確となっている場合には、設計変更と契約変更を行うこととしています。</p> <p>その場合の手続きとしては、昭和44年3月31日官房長通達「設計変更に伴う契約変更の取扱について」の「変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」を基準に、設計変更が30%以下の場合、原則として別契約とせず変更契約で対応しております。</p>	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
39	総務部	契約課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 2 個別案件ごとの問題点 (2)三瀧総合体育館新築工事-1 ・共同企業体による参加の場合、構成企業の参加条件を見直すことも必要である。	入札参加条件は、品質の確保、競争性の確保及び地場企業の育成等を考慮して、個別案件ごとに設定しています。 JVの構成条件につきましても、品質確保と地場企業の育成に配慮しながら、できるだけ多くの入札参加者が見込まれるように、個別案件ごとに設定しています。	措置済
39	総務部	契約課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 2 個別案件ごとの問題点 (2)三瀧総合体育館新築工事-2 ・一定金額以上の工事については予定価格の事後公表にする等を検討すべきである。	予定価格を事後(入札後)公表にすると、入札前の情報の漏洩等が危惧されることから、現在全ての建設工事及びこれに係る業務委託で事前(入札前)公表を行っております。	意見に対する見解
39	総務部	契約課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 2 個別案件ごとの問題点 (3)田主丸町の道路改良工事、坂本繁二郎生家保存調査工事 指名競争入札における指名業者の選定においては、他地域からの業者選定の割合を増加させること、指名回数を選定の条件としないこと等の見直しが必要である。	久留米市指名業者選定要領において指名基準を定めておりますが、「地理的条件」については、当該工事を円滑に施工するために、地域の特性に通じた地元業者を優先して指名することが必要と考えられる場合があること、また「指名回数」については、業者に公平な受注機会を提供することも必要であることから、指名業者選定の基準としています。 その他にも、「業者の手持ち工事の状況」や「工事の技術的特性」等も考慮することとしており、その上で、一定の競争性を確保するため、要領で定める指名定数以上の業者を指名することとしております。	意見に対する見解
39	総務部	契約課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 2 個別案件ごとの問題点 (4)共同企業体(JV)について ・JVでないと発注できないとすべきでない。 ・入札参加希望者の枠を広く確保することにより落札率を下げることを期待される。	久留米市共同企業体運用要領では、共同企業体(JV)により施工する場合の対象工事を、「技術的難度の高い建設工事、その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事」等と定めております。 特に、市外業者と市内業者のJVについては、地場業者の技術的育成等を考慮して行うもので、市外業者単体と市外・市内業者JVの混合による入札を行えば、競争性は促進されと考えますが、市内業者が工事に参加できなくなる懸念があります。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
40	総務部	契約課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 2 個別案件ごとの問題点 (7) 公共下水道管渠布設第34工区工事1件 特定の地域の業者のみを選定することは公正な入札が行われない可能性を排除できない。	ご指摘の公共下水道管渠布設工事2件の業者選定につきましては、合併に伴う激変緩和措置により地域性を考慮し指名したものです。平成20年度より、予定価格1千万円以上の工事は一般競争入札を行っており、特定の地域の業者のみが入札に参加し、他地域の業者が排除されることはありません。	措置済
40	総務部	工事検査課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置) II 入札制度について 2 個別案件ごとの問題点 (8) 文化街内水道・ガス管改良工事他2件 工事変更に伴う増額計算においては、直接費の増加に留まらず、現場管理費等の間接工事費、事務費を含む一般管理費も自動的に増額される仕組みになっており、経済性の観点からは検討すべき課題である。	請負工事費の積算については、福岡県で適用される単価(労務、材料)、諸経費率などを本市でも適用しているところです。 御指摘の間接工事費の取扱いにつきましては、県内統一され、直接工事費に一定の諸経費率を掛け合わせたものであり、個々の自治体で使い分けられるものではありません。 また、間接工事費には、この請負工事において使用される機械、仮設材等の運搬費用や安全管理、営繕費用などのほか工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用等が含まれており、公共工事の品質を確保する上では必要な費用となっています。	措置しない
57	総務部	工事検査課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告 (5) 公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠布設その6工事 ・工事関連書類の整備保管状況 工事が完成し検査終了後各所管部で工事別に関連書類をファイリングし、保管されるが一覧性のある目次が作成されていないため書類の完全性(すべての書類がファイリングされているかどうか)が確認できない状態となっている。 チェックリストを作成し、最終的に書類の完全性を確認し、各ファイルの冒頭に添付すべきである。	公共下水道工事で使用されているひな型(チェック)リストを建設技術委員会で紹介をし、作成を周知したところです。 取り組みの状況は、概ね作成されていますが、作成されていない場合には工事完了検査時に継続指導しています。	措置済
59	総務部	契約課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告 (6) 南部浄化センター汚泥処理電気設備工事 ・事務簡素化 所管部の設計変更伺を受けて別途契約監理室で変更契約(伺)を作成している。 久留米市新行政改革行動計画第2章戦略プログラム5事務事業の見直しにおいて(1)業務のスリム化・重点化、仕組みの見直しが掲げられているがその具体的方策の1つとして設計変更伺の写しを利用すること等を検討すべきと考える。	工事施工部において工事の施工に当たり必要が生じ設計変更を行うことと、契約課において設計変更に基づき変更契約締結を行うことは、一連のことではありますが、それぞれ別の行為であり、それぞれに手続きが必要であると考えております。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
60	総務部	契約課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告 (7)(特環)公共下水道管渠敷設第1工区工事 ・入札参加企業数 入札参加申請業者は複数であるべきであるが、サンプル抽出した6工事のうち1工事が参加申請企業が1者のみとなっている。公共事業コスト縮減のため参加申請企業が複数になるまで参加企業の拡大を図るべきである。	一般競争入札の場合は、希望する業者は誰でも入札に参加できることから、結果的に1者応札となった場合でも、競争性は担保されていて、入札は有効とするのが通説です。 なお、指名競争入札の場合は、1者応札は無効としております。	意見に対する見解
61	総務部	工事検査課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告 (8)公共下水道合川・善導寺污水幹線管渠敷設その7工事 ・設計書総括情報の内容明瞭表示の改善 設計変更が発生した場合、変更後の工事費金額は、当初の設計金額と当初の請負金額の比率で算出しているが、計算過程が注記されていない。明瞭表示の観点からは、計算根拠を示す等の改善が必要と考える。	設計変更に伴う変更後工事請負代金の計算過程の表示方法については建設技術委員会で検討し、例示いただきました方法を参考に一部表示方法を現状電算システムの更新に併せ、平成22年11月より改善しました。	措置済
62	総務部	工事検査課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告 (9)公共下水道管渠敷設第9工区工事 ・本工事内訳表の明瞭表示 本工事内訳表において各計算段階において小計を算出しているが、小計の構成内容が判別しにくい。 説明番号を付するか、小計数値の前に下線を表示し、明瞭表示を工夫すべきである。	建設技術委員会の下部組織である土木設計・積算検討部会で検討した結果、「現状の構成での混乱はない」との見解に基づき、表示方法については現行どおりで遂行していきます。	措置しない
64	総務部	工事検査課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告 (10)公共下水道管渠敷設第14工区工事-1 ・設計変更があった場合の本体工事費内訳表での注記 設計変更があった場合の本体工事費内訳表で各費用金額で当初設計金額と変更後設計金額が2段表示されるが説明がない。資料の明瞭表示の観点からは脚注で説明を行うべきである。	当初設計金額と変更後設計金額の注記については、建設技術委員会で例示いただきました表示方法を参考に検討し、現状電算システムの更新に併せ、平成22年11月より改善しました。	措置済
65	総務部	工事検査課	第3章 監査の結果及び監査人の意見 第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告 (10)公共下水道管渠敷設第14工区工事-2 ・工事台帳のデータベース化 現在工事台帳は、手書きの台帳となっているが、将来的な貸借対照表作成目的等からいえば、電算登録し、データベース化しておくべきものである。	工事台帳のデータベース化について建設技術委員会の下部組織である土木設計・積算検討部会で検討してまいりましたが、高額の前算が必要になりますことから、県などで導入されている「CALS-ES(電子納品システム)」の本市導入時(導入時期未定)に併せ、具体化を目指してまいります。	今後の措置方針を決定

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
66	総務部	契約課	<p>第3章 監査の結果及び監査人の意見 第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告 (11) 公共下水道合川・善導寺污水幹線管渠布設その9工事 ・随意契約理由書記載不十分 当初設計書によれば、設計工事費は13,836,900円(消費税込)となっており、負担行為額は設計工事費の98%である。 結果的に随意契約の場合は、設計工事費とほぼ同じ金額となるため、競争入札の場合の平均落札率との間に差異が生じ、結果的には競争入札を行った場合と比較して負担行為額は大きくなるといえる。 問題は随意契約を行ったことが、その差額を埋めるだけのメリットをもたらすかどうかということである。それについては「随意契約理由書」においてそれなりの説明が行われる必要があると考えるが、上記工事における随意契約理由書の説明は漠然としており、効果を十分に説明できているとは言い難いといえる。 また、久留米市契約事務規則第21条によれば「随意契約による場合においては、なるべく2人以上の者から見積書を徴さねばならない。ただし、別に定める基準に該当する場合は、この限りでない。」とされている。今回の工事においては久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領5(2)を適用して2人以上の者から見積もりを徴さなかったものと思われるが、「随意契約理由書」における説明だけでは不十分である。</p>	<p>当該工事につきましては、随意契約理由書の記述に不足している部分がありました。 現在、随意契約が有利と判断して行うときは、その有利と認められる理由について明確に記載するよう徹底しております。</p>	措置済
83	総務部	行財政改革推進課	<p>第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 I 指定管理者制度全般 1. 指定管理者制度に移行できる施設を再検討すべきである。</p>	<p>①毎年度、「公の施設」の管理運営方法について、今後の考え方等の調査を実施しております。その調査結果や施設の設置目的、利用状況等を踏まえ、直営の施設、あるいは非公募による指定管理者制度導入施設のうち非公募とすべき理由が希薄化してきたものを、公募による指定管理者制度へ移行することについて、所管部局と意見交換を行っています。 こうした中で、平成23年度から保育園3園を、また平成24年度からみづま総合体育館を指定管理者制度に移行させたところです。</p>	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
83	総務部	行財政改革推進課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 I 指定管理者制度全般 2. 民間委託、経費縮減等の目的で、「公募」の方法等を再検討し、競争公募体制を確立すべきである。	②各部局と意見交換しながら、それぞれの施設の性質及び状況の変化等に応じた管理体制を検討しております。 平成24年度には、生涯学習センターを非公募から公募による指定管理者制度に移行させたところです。	措置済
83	総務部	行財政改革推進課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 I 指定管理者制度全般 3. 公募のプロポーザル方式へ移行すべきである。	③ 上記①及び②により対応しているところです。	措置済
84	総務部	行財政改革推進課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 I 指定管理者制度全般 4. 経費縮減効果が少ない。	指定管理者制度移行前の管理運営費と移行後の指定管理料で比較した効果額を累積すると、1億4千万円程度の支出減となっており、一定の経費縮減効果はあったものと考えています。	意見に対する見解
84	総務部	行財政改革推進課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 I 指定管理者制度全般 5. 指定管理者審査選定委員に外部の有識者、専門家等を採用すべきである。	平成23年4月より、公募による選定の際の候補者選定委員会の委員構成について、半数以上を外部の有識者や専門家等とするよう変更しました。また、外部の有識者や専門家等のうち、少なくとも1名は公認会計士又は税理士資格を有する者としてとしました。	措置済
84	総務部	行財政改革推進課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 I 指定管理者制度全般 6. 指定管理者の意思決定権者の選定の客観性に疑問がある。 7. 事業計画書、見積書等に例えば第三者等のチェック制度の創設等が必要である。	指定管理者の候補者を選定する場合には、選定基準を定めるなど客観性を担保するとともに、協定書の締結に至るまでの過程を市ホームページで公開するなど、透明性の確保にも努めております。なお、公募による指定管理者制度の導入をさらに進めるとともに、非公募による選定の場合の選定過程のチェック機能をどのように構築するかについては、今後とも研究していきます。	検討中
84	総務部	行財政改革推進課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 I 指定管理者制度全般 8. モニタリング機能の創設が望まれる。	モニタリングにつきましては、平成20年度に試行的に実施し、平成21年3月にモニタリングマニュアルを定め、平成21年度より本格的に実施しています。 なお、平成24年度からモニタリングの結果を市のホームページで公表するようにいたしました。	措置済
84	総務部	行財政改革推進課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 I 指定管理者制度全般 9. 文化ホール・共同ホールは「公の施設」とし、指定管理者制度の対象とすべきである。	施設取得時の事情なども踏まえ、市の所有する公共施設全体のあり方の中で検討しているところです。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
84	総務部	行財政改革推進課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 I 指定管理者制度全般 10. 文化施設管理の統廃合等又個別経費縮減のため、機構改革の検討が必要である。	文化施設管理の統廃合等については、市の所有する公共施設全体のあり方の中で、検討しているところです。また、機構改革につきましても、市全体の組織のあり方の中で検討しているところです。	検討中
84	商工観光労働部	商工政策課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 II サンプリング各論 1. 予定価格の積算の方法、予定価格及び契約金額(委託料)、指定管理料の妥当性を検討すべき ・久留米六角堂広場指定管理	平成21年度以降の指定管理料は、業務の支障がない範囲で人件費・光熱水費・維持管理費などの積算内容を見直し、結果、第1期の指定管理料の94.5%となっております。	措置済
84	商工観光労働部	労政課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 II サンプリング各論 2. 委託業者選定の手続きを再検討すべき 3. 競争入札にすべき ・中高年齢労働者福祉センター指定管理	平成20年度に選定委員会を設置し、公募型による業者選定を実施。平成21年度より、新指定管理者による管理運営を開始(平成21年4月1日～平成24年3月31日まで)しました。	措置済
84	商工観光労働部	商工政策課	第4章 業務委託契約等 第3 業務委託サンプリングの問題点の総括 II サンプリング各論 3. 競争入札にすべきである。 9. 複数の業者からの提案・見積を徴収することが望ましい。 ・久留米六角堂広場指定管理	久留米六角堂広場は、中心市街地における、市民の賑わい・交流の場として整備した施設であり、その設置目的を達成し、有効に活用するためには、まちづくり会社に指定管理を委託する必要があると考えておりました。 なお、本施設は、久留米シティプラザの整備に伴い、平成25年4月をもって供用を停止しております。	措置しない
93	協働推進部	隣保館	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (2)久留米市教育集会所指定管理-1 指定管理料の妥当性 指定管理料の公正性・妥当性の検証が客観的に行われるような仕組みが必要である。	月1回の定例会等を通じて、業務実績の把握に努めています。また、四半期ごとのモニタリングにより、業務状況やサービスについて把握しており、アンケートによる満足度調査を平成23年度から全所で行い利用者への充実向上に努める取り組みを行っています。	措置済
93	協働推進部	隣保館	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (2)久留米市教育集会所指定管理-2 事業の透明性(情報公開に係る報告が未実施である。)	情報公開について随時報告がなされるよう指導を行っています。なお、「情報公開・個人情報保護に関する事項」の第14条では、指定管理業務に係る個人情報の利用、管理状況等についての実地調査ができる旨を定めていますが、随時実地調査を行っています。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
96	市民文化部	高牟礼市民センター	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (3)久留米市市民センター多目的棟指定管理 2. 大石建設・日本施設協会共同企業体の選定の合理性について-1 ・選定委員会の評価は保守思考が強い。(過去の実績、給与の多寡を評価の要点としている)	今後も、事業計画書に沿った管理を安定して行えるように、経営の規模及び能力を有しているかどうかを過去の実績等総合的に評価して選定したい。	意見に対する見解
96	市民文化部	高牟礼市民センター	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (3)久留米市市民センター多目的棟指定管理 2. 大石建設・日本施設協会共同企業体の選定の合理性について-2 ・選定委員の人選の再検討が必要である。	平成21年度の選定委員の人選は、「指定管理者制度運用のガイドライン」に沿って、指定管理者選定過程の透明性や審査の公平性の観点のみならず、専門的な知識を持つ者からの意見を生かすため、外部の有識者、専門家等並びに市職員により構成しました。	措置済
96	市民文化部	高牟礼市民センター	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (3)久留米市市民センター多目的棟指定管理 2. 大石建設・日本施設協会共同企業体の選定の合理性について-3 ・選定委員会の議事内容を公表することが必要である。	平成21年度の選定委員会会議録及び選定結果を久留米市ホームページで公表しました。	措置済
96	市民文化部	高牟礼市民センター	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (3)久留米市市民センター多目的棟指定管理 3. 指定管理料の妥当性 光熱水費の負担の方法について再検討の必要がある。	予算の二重計上の防止、事務の効率化の観点から、光熱水費の負担方法については現状のとおりとしたい。今後とも、指定管理業務を適切に遂行してまいりたい。	措置しない
105	都市建設部	公園緑化推進課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (5)久留米市都市公園指定管理 ① 外郭団体の自立化対策 財団法人久留米市都市公園管理センターの久留米市の出資率は、平成20年4月1日現在51.7%である。民間活力の有効利用の観点から出資比率を引き下げ自立化を図っていくべきである。	平成25年3月31日現在で久留米市の出資率を41.1%に引き下げています。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
105	都市建設部	公園土木管理事務所	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (5)久留米市都市公園指定管理 ② 複数回支払い内訳の訂正 複数回支払い内訳が年度協定の決定により3月支払い分がハンド訂正されているが訂正印が押印されていない。	ハンド訂正による事務処理については、平成20年度分より決裁権者の押印により訂正を実施しています。また、複数の職員による押印漏れ等のチェックを行っています。	措置済
120	環境部	施設課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (8)久留米市民温水プール指定管理-1 指定管理者の業務の事後的検証の結果を踏まえて指定管理料や協定内容について見直し、検討すべきである。	指定管理者候補者選定時には、過去の事業収支報告等の検証・分析を行い、適正な指定管理料の設定・協定内容の見直しを行いました。	措置済
120	環境部	施設課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (8)久留米市民温水プール指定管理-2 審査委員会の委員選定については、外部の有識者、専門家より構成されておらず事業計画書の専門的分析が十分になされていない可能性がある。	第2期(平成20年度)、第3期(平成23年度)の指定管理者候補者選定委員会において、外部の有識者・専門家から2～3名を選定し、審査を実施しました。	措置済
129	市民文化部	資産税課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (10)久留米市固定資産評価業務委託 委託費の妥当性設計書の中の間接費については、直接費の25%と決められている。機械経費や材料費についても人件費の一定割合で計算されておりその合理性が見当たらない。改善の余地あり。	固定資産評価業務委託に係る設計金額については、国土交通省等が提示している設計業務委託等技術者単価を基に直接経費を算定しております。しかしながら、間接経費については定められた基準がありませんので、国や県の提示している測量経費諸経費率を参考にしつつ、当該委託業務が、コンピューター処理に関する業務が占める割合が大きいこと等を考慮して、過去の実績や予算等を鑑み直接経費に占める割合を検討し、適宜算定しております。 また、機械経費や材料費については、人件費の一定割合に基づくだけでなく、作業を行う機械の使用頻度や材料の実費相当額等を考慮したうえで、設計金額を算定しております。	措置済
133	健康福祉部	健康推進課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (11)保健事業実施業務委託 ・財団法人の決算書原本内訳と久留米市へ報告した受託事業の収支内訳書が「給与手当て支出」等で財団の決算書原本のままでは合致しない。総合管理公社は財団法人の決算内訳表示が久留米市への委託事業決算内訳書と合致するように決算書原本の内訳表示方法等を工夫すべきである。 ・決算書の「健康推進事業費支出」以外の項目の「管理支出」等から関連費用を抽出して報告用受託事業収支内訳書を作成するのであれば、少なくともそのことを財団の決算書に注記すべき	当時の指摘事項については、平成21年度に是正されました。 なお、現時点では、公益財団法人として認定を受けた平成23年4月1日から各事業に関する「給与手当て支出」等は、それぞれの受託事業の収支内訳に計上されています。 ただし、公益財団法人の会計基準が収支基準ではなく、損益基準としての予算・決算となることから、1資金による収入、支出のみならず、減価償却費の資産の増減も加味されること、2管理費における費用が各事業費に配賦することができること等により、指摘事項である「決算書原本の内訳表示方法が報告書の受託事業の収支内訳書と合致」については対応が難しい状況ですが、公益財団法人の報告としては、正しく記載されています。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
137	健康福祉部	介護保険課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (12)要介護認定調査業務委託 支払いについて、実費弁償方式によっているものの、支出内容について検証が担当課において十分に行われているとは言い難い。	ご指摘の点にも十分留意しながら業務の履行確認を行い、適切な事業実施に努めております。	措置済
140	健康福祉部	長寿支援課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (13)久留米市地域包括支援センターの設置及び運営委託-1 ・業務委託料の設計において、実際の業務に係る基礎資料の把握を行い、これに基づいた設計を行うべきであり余分な見込みの費用は考慮すべきではない。	平成20年度の予算積算から、国基準に基づき、3専門職種を配置することで人件費の積算を行っております。	措置済
140	健康福祉部	長寿支援課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (13)久留米市地域包括支援センターの設置及び運営委託-2 ・一人当たりの人件費委託料が適正か否かの見直しが必要	受託法人の人件費積算額や他中核市の人件費等を参考に、算定しております。	措置済
140	健康福祉部	長寿支援課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (13)久留米市地域包括支援センターの設置及び運営委託-3 ・3職種の者が包括的支援業務の他に、ケアプラン作成業務を行っているが、これに伴う業務相当額の人件費はケアプラン作成収入で負担すべきであり、業務委託料の人件費の見直しが必要	3職種とは別途に、自主財源でケアプラン専従者を雇用する等、指定介護予防支援業務の遂行に支障のない人員を配置するよう受託法人に求めています。	措置済
144	都市建設部	河川課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (14)準用河川湯ノ尻川改修事業① 随意契約採用の理由の適用誤があった 誤 令第167条の2第1項第2号に該当 正 令第167条の2第1項第6号に該当	業務の内容から随意契約採用の理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が妥当であると考えます。	措置しない
144	都市建設部	河川課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (14)準用河川湯ノ尻川改修事業 ② 積算を九州旅客鉄道㈱で行っているため内容が不明。 契約である以上相手方より積算資料を入手すべきである。	「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ(平成20年12月25日)」(国土交通省とJR7社ならびに民鉄協加盟各社の協議)に基づき、資料の提出を求め、透明性の確保に努めています。平成21年度以降は、出来高調書・竣功図及び工事契約書等の資料提出に基づき、市でも検査を実施し内容の確認を行っています。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
147	都市建設部	公園緑化推進課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (15)指定公園以外の維持管理 ① 外郭団体の自立化対策 財団法人久留米市都市公園管理センターの久留米市の出資率は、平成20年4月1日現在51.7%である。民間活力の有効利用の観点から出資比率を引き下げ自立化を図っていくべきである。	平成25年3月31日現在で久留米市の出資率を41.1%に引き下げています。	措置済
150	都市建設部	生活道路課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (16)自転車駐車場等管理業務委託 保管所人員の効率化 市内11箇所の自転車駐車場のうち、東町地下、西鉄久留米駅高架下、長門石橋高架下自転車保管所の人員配置確認を実施。 そのなかで、保管所については、常時2名配置されているものの、常時放置自転車の回収搬入が行われることは無いため、1名の配置ですむものと考えられ、約1,860千円の節減が可能と判断される。 一時的に放置自転車の搬入により要員不足の場合は、別途センターで要員を一時的に配置する等の工夫を行うべきものと考ええる。	保管所では、西鉄久留米駅及びJR久留米駅周辺の自転車放置禁止区域内において撤去した放置自転車を一時的に保管し、返還のための手続きを行っています。 撤去については、毎週1回程度実施しており、引取りは、撤去後数日の期間が最も多く、一方で、1か月以上経過後に引取りに来る所有者もおり、引取りの時期は、予測しにくい状況にあります。 また、保管手数料を受け取った翌日には金融機関に納入のため出向かなければなりません。 さらに、撤去された自転車の所有者の中には、憤慨されている所有者が多く、シルバー会員1名では、対応が困難です。 上記のことから、常時2名の人員は必要と考えております。	措置しない
157	環境部	資源循環推進課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (17)可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務委託契約-1 予定価格と契約金額とが近似しており、適正な契約金額のため予定価格の積算の方法を再検討すべきである。	適正な予定価格の積算を行っています。市民サービスが低下しないよう積算に努めており、今後、物価状況の動向も十分に把握していきます。	措置済
157	環境部	資源循環推進課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (17)可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務委託契約-2 委託業者選定の方法を再検討すべきである。	可燃物収集運搬業務委託は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」により、下水道の普及に伴う代替業務として久留米市清掃事業協同組合へ委託しているもので、現在も同様の委託契約を行っています。 なお、粗大ごみ収集運搬業務については、平成28年度から一般競争入札により委託業者を決定しています。	措置しない
159	田主丸総合支所	環境建設課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (18)一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託 契約参加通知書自体を1者に限定しているため、入札手続が機能していない、広く競争入札にすべきである。	一般廃棄物(燃やせるごみ)の収集委託業務については、平成25年度中に、平成26年度から平成30年度までの業務委託に係る一般競争入札を実施し、落札業者と業務委託契約を締結しました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
161	北野総合支所	環境建設課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (19) (北野) 可燃物収集運搬業務委託 見積参加通知書が機能していない。1者随意契約だからである。広く競争入札にすべきであり、委託業者選定の手続きを再検討すべきである。	環境部資源循環推進課及び4総合支所環境建設課において、定期的に担当課長会議を開催し、可燃物収集運搬業務委託を含め、一般廃棄物の収集及び運搬処分に関する事務事業の調整を行っています。	検討中
166	教育部	学校施設課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (21) 学校校務員業務委託 1. 財団法人久留米市総合管理公社の決算書原本内訳と久留米市に報告した受託事業の収支内訳書が合致していない。双方の内訳が合致するよう決算書原本の内訳表示の方法等を工夫すべきである。それが困難であれば、決算書の2項目から抽出し、受託事業収支内訳書を作成していることを財団の決算書に注記すべきである。	本業務委託決算額は、受託事業の決算書において、給与手当等の支出は「管理費支出」に計上され、物件費その他の支出は、「受託事業運営費支出」に計上されておりますので、この2項目を合算することにより、受託事業収支が算出されます。 ご指摘の内容については、委託経費決算額が分かりやすい表示となるように検討した結果、「事業費支出」の1項目に集約し、改善しました。	措置済
167	教育部	学校施設課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (21) 学校校務員業務委託 2. 久留米市から当該事業のために派遣している職員の給与等については、補助金として取り扱われているため、委託事業の全体規模を契約金額が示していないことになっている。しかし、久留米市からの派遣人数は計画的に削減されており、将来的には補助金額が減少していくので、委託業務契約金額が委託事業の実態を示すことになると考えられる。	派遣職員数の計画的な削減を行い、平成25年度より校務員業務の久留米市からの派遣職員は0となっております。	措置済
169	総務部	財産管理課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (22) 市庁舎の清掃業務委託 ・筑後ビル管理業協同組合との契約であるが、実際の清掃業務を行っているのは組合加入の3業者であり、契約理由の「全庁舎を1業者で担当することが望ましい」との条件に反している。 ・会員間での清掃業務のたらい回しと同じといえ、随意契約の運用基準に該当するか疑問であり、競争入札の実施可能性について検討が必要である。	筑後地区ビル管理業協同組合による業務執行が、複数業者によるものではないか、とのご指摘ですが、筑後地区ビル管理業協同組合は、1つの事業者であり、その指揮命令のもと、適正に清掃業務が実施されております。	措置しない
171	総務部	財産管理課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (23) 市庁舎設備管理業務委託 山武ビルシステムカンパニーは、設備運転監視業務等など全部で6業務を行っているが、衛生環境管理業務も含まれており、駆除清掃業務は、他の業者に外注されている。衛生環境管理業務も委託することは合理的ではないと考えられるため、市庁舎の清掃業務への統合による可能性を検討すべきである。	衛生環境管理業務を単体の業務委託として実施する場合においても、市庁舎設備管理業務の範疇に含まれる部分が大いことと、害虫等の駆除や汚水槽等の清掃の準備として必要な、市庁舎設備管理に相当する業務の実施には、設備に関する習熟が必要なことから、衛生環境管理業務と市庁舎設備管理業務を分割することは適当でないと判断いたしました。	措置しない

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
175	総務部	情報政策課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (24)包括的アウトソース業務委託-1 業務実績報告書の提出が業務完了日から10日以内であるにもかかわらず、10日を過ぎたものが相当見られた。	本件指摘以降、平成23年12月の契約満了まで、業務完了日から10日以内での処理を確実に行いました。	措置済
175	総務部	情報政策課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (24)包括的アウトソース業務委託-2 随意契約において、同様の業務を行っている会社は他にもあり、現在の市役所の汎用機が同社製であることや、市の業務に精通していることが随意契約とするに十分な説明足り得ない。次期契約更新時には、複数の業者からの提案・見積を徴取することが望ましいと考えられる。	本契約満了(平成23年12月31日)後の総合行政システムとして、平成22年度より推進している情報処理システム最適化事業の中で「久留米市総合行政システム再構築」を実施しており、再構築事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行っています。	措置済
178	子ども未来部	家庭子ども相談課 (H30～子ども子育てサポートセンター)	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (25)こんには赤ちゃん事業 (2) 業務委託料について ① 予定価格について 予定価格及び委託料が委託先の受入額そのままであり、それが契約金額となっている。 ② 人件費について 委託料のうち、保育士7人の人件費がその多くを占めており、妥当な金額といえるかは疑問である。	こんには赤ちゃん事業(第2子以降訪問)については、こども子育てサポートセンターの設置に伴い、平成30年4月より、切れ目のない支援を確保する観点から、保健所実施の新生児訪問事業(第1子訪問)との一元化を図りました。これに伴い、「公益財団法人生きがい健康づくり財団」への委託事業は廃止し、こども子育てサポートセンターによる直営事業に移行しています。	措置済
179	子ども未来部	家庭子ども相談課 (H30～子ども子育てサポートセンター)	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (25)こんには赤ちゃん事業 (3) こんには赤ちゃん事業の業務内容について ① 実施要領と実際の事業との相違について 要領では市内の産婦及び乳児となっているが、実際は第2子以降の乳児がいる家庭しか訪問していない。 ② 他の委託事業との業務の重複の有無について 江南子育て支援センター運営事業及び母子保健事業との業務重複があると思われる。この事業を単独で行う必要があるかどうか疑問であり、事業の見直しが必要と考える。	こんには赤ちゃん事業(第2子以降訪問)については、こども子育てサポートセンターの設置に伴い、平成30年4月より、切れ目のない支援を確保する観点から、保健所実施の新生児訪問事業(第1子訪問)との一元化を図りました。これに伴い、「公益財団法人生きがい健康づくり財団」への委託事業は廃止し、こども子育てサポートセンターによる直営事業に移行しています。	措置済
182	上下水道部	下水道業務課	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (26)下水道使用料徴収業務委託 i. 業務委託費の算定に使用している計算式に根拠の明らかな係数が使用されている。 ii. 計算式の人件費部分が、企業局職員の人件費を基礎に算定されているため高コストとなっている。	業務委託費の算定に使用している計算式の係数については、実態に即したものに整理を行いました。 措置した時期:平成22年度より	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
185	上下水道部	下水道施設課 (中央浄化センター)	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (28)中央浄化センター運転管理業務委託 i. 平成6年度より民間へ外部委託し、4年おきに指名競争入札(3年間は随契)を実施しているが、4年の根拠について明確な論拠が見出せなかった。過去14年間で3度の指名競争入札において、委託業者が交代した事実はなく、形骸化しているものと考えざるを得ない。	浄化センターの維持管理は、各施設特有の運転条件に基づく知識と技術の蓄積や車両・機器工具等の初期投資が必要であり、また、受託時には新たに職員を採用する必要もありますので、受託者の負担を考慮し、現状の運用を行なっているところです。なお、今後の発注のあり方については、他市の状況等を踏まえ対応してまいります。 また、入札実施にあたっては競争環境を確保しつつ、確実に業務実施が可能な業者の確保を図るため、指名競争入札を採用しているところであり、入札時の業者選定において業務実施能力、実績、信頼性等を考慮した選定を行った上で適切な入札を行っています。	意見に対する見解
185	上下水道部	下水道施設課 (中央浄化センター)	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (28)中央浄化センター運転管理業務委託 ii. 委託業者に対する技術面以外の財務面や人的面において信用調査がなされている形跡が認められなかった。	受託業者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程により国土交通省に備える登録簿の登録業者であり、人的構成、財務内容、業務内容等適正な業者と判断しています。また、中核市の調査を行った結果、殆ど自治体で同様の判断を行っています。	措置しない
185	上下水道部	下水道施設課 (中央浄化センター)	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (28)中央浄化センター運転管理業務委託 iii. 業績評価基準が明確でないため、効率的な運営がなされているかの判断が出来ない。久留米市民の衛生的な生活を守る範囲内において、業務の効率化を図り更なるコスト削減の努力を継続することが重要である。	受託者との間で操作、機器の運転、故障状況、作業予定、補充すべき薬剤等、具体的な確認を行うとともに、業務報告書、故障補修報告書等の提出書類により業務遂行状況を確認のうえ、効率的な運営の確保に努めています。また、施設の維持管理にあたっては、全体的なメンテナンス計画に基づいて改良を行いながら、コストの削減を図っています。	措置済
185	上下水道部	下水道施設課 (中央浄化センター)	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (28)中央浄化センター運転管理業務委託 iv. 現場では老朽化した設備を適切に運転管理した結果を、報告書にまとめ管理責任を全うし、それを行政側が査閲・管理していることを確認。久留米市の財産に属する機械部品・消耗品も整然と管理されているが、現物管理が業者任せになっており、今後は現物管理への対応が望まれる。	消耗品等の在庫管理については、平成21年2月より受託者の作成した入出庫台帳に基づき、市が毎月現場立会いのもとに在庫確認を行っています。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
186	上下水道部	下水道施設課 (南部浄化センター)	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (29)南部浄化センター運転管理業務委託 i. 平成6年度より民間へ外部委託し、4年おきに指名競争入札(3年間は随契)を実施しているが、4年の根拠について明確な論拠が見出せなかった。過去14年間で3度の指名競争入札において、委託業者が交代した事実はなく、形骸化しているものと考えざるを得ない。	浄化センターの維持管理は、各施設特有の運転条件に基づく知識と技術の蓄積や車両・機器工具等の初期投資が必要であり、また、受託時には新たに職員を採用する必要もありますので、受託者の負担を考慮し、現状の運用を行なっているところです。なお、今後の発注のあり方については、他市の状況等を踏まえ対応してまいります。 また、入札実施にあたっては競争環境を確保しつつ、確実に業務実施が可能な業者の確保を図るため、指名競争入札を採用しているところであり、入札時の業者選定において業務実施能力、実績、信頼性等を考慮した選定を行った上で適切な入札を行っています。	意見に対する 見解
186	上下水道部	下水道施設課 (南部浄化センター)	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (29)南部浄化センター運転管理業務委託 ii. 委託業者に対する技術面以外の財務面や人的面において信用調査がなされている形跡が認められなかった。	受託業者は、下水道処理施設維持管理者登録規程により国土交通省に備える登録簿の登録業者であり、人的構成、財務内容、業務内容等適正な業者と判断しています。また、中核市の調査を行った結果、殆ど自治体で同様の判断を行っています。	措置しない
186	上下水道部	下水道施設課 (南部浄化センター)	第4章 業務委託契約等 第4 業務委託等各論 (29)南部浄化センター運転管理業務委託 iii. 久留米市民の衛生的な生活を守る範囲内において、業務の効率化を図り更なるコスト削減の努力を継続することが重要である。	受託者との間で操作、機器の運転、故障状況、作業予定、補充すべき薬剤等、具体的な確認を行うとともに、業務報告書、故障補修報告書等の提出書類により業務遂行状況を確認のうえ、効率的な運営の確保に努めています。また、施設の維持管理にあたっては、全体的なメンテナンス計画に基づいて改良を行いながら、コストの縮減を図っています。	措置済